

JI 監督委員会 (JISC) 第 2 回会合出席報告

2006 年 3 月 28 日

財団法人地球環境センター (GEC)

社団法人海外環境協力センター (OECC)

I. JI 監督委員会第 2 回会合 (JISC2) 概要

1. 日時： 2006 年 3 月 8 日 (水)、10 (金) ~ 11 日 (土)
2. 場所： 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局 (ドイツ・ボン)
3. 議題：
 1. [委員会メンバーシップについて](#)
 2. [議題の採択](#)
 3. [ワークプラン](#)
 - a) [JI プロジェクト設計書 \(JI PDD\) の利用者用ガイドライン](#)
 - b) [文書及び審理 \(review\) の公表に関する手続の作成](#)
 - c) [独立組織 \(IE\) の認定](#)
 - d) [ベースライン設定及びモニタリングの基準に関するガイダンス](#) (早期開始 JI プロジェクト (early mover projects) の検討を含む)
 - e) [2006 ~ 07 年の管理計画](#) (Management Plan (MAP))
 4. [その他](#)
[オブザーバー-Q&A セッション](#)
 5. [閉会](#)



【JI プロジェクト設計書 (JI PDD) の利用者用ガイドライン】

- ・ 利用者用ガイドライン案を採択
- ・ JISC2 後に、前回会合 (JISC1) で採択した JI-PDD 書式案とあわせて、パブリック・コメントを公募

【公表の手続】

- ・ 文書の公表手続について、最終案を採択
- ・ 審理 (review) 手続については、次回会合 (JISC3) で継続審議

【独立組織 (IE) の認定】

- ・ CDM の認定パネル (CDM-AP) とは別に、JISC 独自で独立組織 (IE) の認定パネル (JI-AP) を設立することを決定
- ・ JI-AP の構成は、CDM-AP に倣い、6 名の専門家と JISC 委員から議長・副議長を選出した計 8 名で構成
- ・ JISC2 後に、事務局を通じて、AP の専門家を公募
- ・ 公募の際の業務指示書 (TOR) も採択 ([別添 1 『TOR ポイント』](#) 参照)

【ベースライン設定及びモニタリングの基準に関するガイダンス】

- ・ 次回会合 (JISC3) で継続審議

4.出席者

太字は欠席委員

地域	委員 (Member)	代理委員 (Alternate Member)
附属書 I 国 (附属書 国)	Mr. Olle Björk (スウェーデン / 持続可能発展省)	Mr. Franz-Josef Schafhausen (ドイツ / 連邦環境省)
" (附属書 国)	Mr. Gerog Børsting* (ノルウェー / 環境省)	Mr. Darren Goetze* (カナダ / 環境省)
非附属書 国 (非附属書 国)	Mr. Jaime Bravo (チリ / 国家エネルギー委員会)	Mr. Marcos Castro Rodriguez (エクアドル / 環境省)
" (非附属書 国)	Ms. Fatou Ndeye Gaye* (ガンビア)	Mr. Vincent Kasulu Seya Makonga* (コンゴ / 環境自然保全森林省)
附属書 国 (附属書 国)	Mr. Maurits Blanson Henkemans* (オランダ / 経済省)	Mr. Hiroki Kudo (工藤拓毅氏) * (日本 / 日本エネルギー経済研究所)
非附属書 国 (非附属書 国)	Mr. Shailendra Kumar Joshi (インド / 環境森林省)	Mr. Maosheng Duan (中国 / 清華大学エネルギー環境経済研究所)
" (小島嶼国地域)	Mr. Derrick Oderson (バルバドス)	Ms. Yumiko Crisostomo (マーシャル諸島)
附属書 国 (経済移行諸国)	Mr. Oleg Pluzhnikov (ロシア / 経済開発貿易省)	Mr. Evgeny Sokolov (ロシア / 国家炭素隔離基金)
" (経済移行諸国)	Ms. Daniela Stoycheva* (ブルガリア / 環境水省)	Ms. Astrida Celmina* (ラトビア / 環境省)
" (経済移行諸国)	Mr. Vlad Trusca* (ルーマニア / 環境水管理省)	Mr. Matej Gasperic* (スロベニア / 環境空間計画省)

*任期 3 年。その他の委員は任期 2 年。

オブザーバー参加：約 10 名

・ JI 監督委員会第 2 回会合 (JISC2) の詳細

1. 委員会メンバーシップについて

- ・ 事務局 (Janos Pasztor 氏) が、JISC 第 2 回会合 (JISC2) の開会を宣言した。
- ・ 委員 Oleg Pluzhnikov 氏 (ロシア)、代理委員 Franz-Josef Schafhausen 氏 (ドイツ) 及び代理委員 Darren Goetze 氏 (カナダ) の 3 名は欠席であったが、その他の委員・代理委員は出席していた。
- ・ [決定 9/CMP.1](#)¹「京都議定書第 6 条の実施のためのガイドライン (Guideline for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol)」(以下、JI ガイドライン) の段落 14²に従って、定足数に達していることを確認した。
- ・ JI ガイドライン Annex 段落 10 (b)³に従って、JISC 委員及び代理委員は、今回の会合の議題について利害関係を有さないことを宣誓した。

2. 議題の採択

- ・ 議題を原案⁴通り採択した。

3. ワークプラン

3 (a) JI プロジェクト設計書 (JI PDD) の利用者用ガイドライン

- ・ [決定 10/CMP.1](#)⁵段落 2 (e)⁶は、JISC の任務として、CDM 理事会が作成したガイドラインを必要に応じて用いて、JI PDD の利用者用ガイドラインを早急に作成するよう要請している。
- ・ JISC 第 1 回会合 (JISC1) において、JI PDD 様式案 ([JISC1 会合レポート添付文書 \(Annex\) 2](#)⁷) を合意した。また、事務局に対して、Henkemans 氏 (オランダ) と Sokolov 氏 (ロシア) からのインプットを考慮して、JISC2 までに JI PDD の利用者用ガイドライン案を作成するよう要請

¹ http://unfccc.int/files/meetings/cop_11/application/pdf/cmp1_15_guidelines_for_implementation_of_art6.pdf

² JI Guideline, para.14 “At least two thirds of the member of the Article 6 Supervisory Committee, representing a majority of members from Parties included in Annex I and a majority of members from Parties not included in Annex I, must be present to constitute a quorum.” 「定足数を充たすためには、JISC 委員のうち少なくとも 3 分の 2 が出席していなければならない。そのうち、附属書 I 締約国の委員がその過半数と非附属書 I 締約国の委員がその過半数が出席しているものとする。」

³ JI Guideline, para.10 (b) “Members, including alternate members, of the Article 6 Supervisory Committee shall: (b) have no pecuniary or financial interest in any aspect of an Article 6 project;” 「JISC の委員 (代理委員を含む) は : (b) JI プロジェクトのいかなる面についても金銭的又は財政的な利害関係を有してはならない。」

⁴ 議題 (Proposed Agenda) については、http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/002/ProAgenda.pdf 参照。

⁵ http://unfccc.int/files/meetings/cop_11/application/pdf/cmp1_25_5_implementation_of_art_6_kp.pdf

⁶ [Decision 10/CMP.1](#), para.2 (e) “[COP/MOP] [r]equest the Joint Implementation Supervisory Committee to establish and execute a work programme including the following tasks: (e) To develop, as soon as possible, guidelines for users, inter alia, of the joint implementation project design document, drawing on guidelines developed by the Executive Board of the clean development mechanism, where appropriate;” 「COP/MOP は、JISC に対して、以下の任務を含めた作業計画を策定し、実施するよう要請する : (e) CDM 理事会が策定したガイドラインを必要に応じて引用し、JI PDD のガイドライン、とりわけ利用者用のガイドラインを可能な限り早く策定する。」

⁷ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/001/Documents.pdf/RepAnnex2.pdf

した。

- 事務局 (Bjorn Zapfel 氏) が、JI PDD の利用者用ガイドライン案についてプレゼンテーションを行った。事務局が作成したガイドライン案については、JISC2 の「 Proposed Agenda and Annotation 」の [Annex 1](#)⁸参照。

< プレゼンテーションの概要 >

決定 10/CMP.1 段落 (e) に基づいて、CDM 理事会のガイドラインを考慮して早急に JI PDD 様式の利用者用ガイドラインを策定する。

JISC は、JISC1 において JI PDD 様式案について合意し、事務局に対してガイドライン案を作成するよう要請した。JI PDD 様式案及びガイドライン案は、JISC2 後にパブリック・インプットに付す予定としている。

CDM 理事会が作成した CDM PDD (新方法論を含む) のガイドラインを引用し、JI 独自の要件にあわせて修正を加え、JISC 委員のインプットを考慮して、ガイドライン案を作成した。

JI PDD ガイドライン案の構成：第 1 章 一般的ガイダンス

A. JI PDD の一般情報

B. JI 用語集

第 2 章 JI PDD 様式

A. JI PDD 様式の注記

B. JI PDD 様式利用者用のガイドライン

- JISC は、事務局が作成した JI PDD の利用者用ガイドライン案を検討した。
- 早期開始 (Early Movers) プロジェクトの扱い**：Henkemans 氏 (オランダ) より、議論すべき点としてガイドラインの法的拘束力と Early Movers の扱いが挙げられ、Early Movers 用に別途 JI PDD 様式を作成し対応してはどうかという意見が出た。法的拘束力については、ガイドラインはガイドラインでしかないので、法的拘束力はないとされた。Early Movers については、分野横断的な (cross-cutting) 問題であり議論を始めると混乱するので、まずは Early Movers は除けて、当該ガイドライン案自体を審議すべきではないか等の意見が出された。当該ガイドラインは、PDD を書く者に対して PDD 様式をどのように記入するかについて説明する文書であることを確認した。利用者用ガイドラインに Early Movers の項目を盛り込むか否かについては、JISC2 後の PDD 様式案とガイドライン案へのパブリック・コメント受付終了後に、パブリック・コメントを考慮した上で審議することとした。
- 土地利用・土地利用変化及び林業 (LULUCF)**：利用者用ガイドライン案第 1 章 A. 段落 14 「 This JI PDD is not applicable to land-use, land-use change and forestry (LULUCF) JI projects. (当該 JI PDD は LULUCF プロジェクトには適用不可である。) 」について、JISC2 後のパブリック・コメントを考慮して、再度審議することとした。
- ベースライン設定及びモニタリング**：利用者用ガイドライン案第 2 章 B. の「 セクション B：ベースライン設定 」について、「 B.1：選択したベースラインの記述及びその根拠 」の記入方法として CDM 承認方法論を選択する場合のみが記述されており、CDM 承認方法論以外の場合にはどのように記入するかという点も含めるべきではないかという指摘がなされた。つまり、事務局が作成したガイドライン案では、「 If an approved CDM baseline methodology is used, the following steps should be adhered to: (CDM 承認ベースライン方法論を適用する場合には、以下の項目に従って記入すること：) 」とその記述方法とが記されているだけであったが、JI プロジェクトでは

⁸ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/002/Documents2.pdf/Annex_1.pdf

CDM 承認方法論以外のベースライン設定も可能であることから、CDM 承認方法論以外の場合も含めた記述の必要性があるとされた。最終的に CDM 承認方法論適用の場合のガイドラインの前に、「Please describe and justify the baseline chosen in accordance with appendix B of the JI guidelines and further guidance on criteria on baseline setting and monitoring developed by the JISC. (JI ガイドライン AppendixB 及び JISC の策定するベースライン設定及びモニタリングの基準に関するガイダンスに従って、選択したベースラインとその選択理由を記述すること)」という文言を挿入した。

- ・ ガイドライン案において重複した記述が見られることについて指摘があったが、当該ガイドラインは JI PDD の作成を助けるためのものなので、同じ記述が繰り返されたとしても問題ないとされた。
- ・ 軽微な用語の訂正を加えて、最終的にガイドライン案を採択(JISC2 会合レポート [Annex 1](#)⁹参照)。
- ・ **パブリック・インプットの募集**：事務局に対して、JI PDD 様式とガイドライン案に対するパブリック・インプットを JISC2 後に受け付けるよう要請した。LULUCF プロジェクトのための別個の JI PDD 様式の作成の必要性についても、パブリック・インプットを受け付けることとしている。パブリック・インプットの受付期間は、通例に則って 30 日間を予定しており、告知は各種ニュース (JI News、CDM News) 及び Climate-L メーリングリストを活用する予定であることが事務局から説明された。パブリック・コメントの取り纏めについて、引き続き Henkemans 氏 (オランダ) と Sokolov 氏 (ロシア) がサポートすることとなった。
- ・ 寄せられたパブリック・インプットを取り纏め、それを踏まえた修正版の JI PDD 様式案及び修正版の利用者用ガイドライン案を、事務局が準備し、それに基づいて JISC3 で審議することとした。

3 (b) 文書の公表及び審理に関する手続の作成

- ・ JISC1 において、JISC は事務局に対して JISC の検証手続 (verification procedure) における文書の公表及び審理 (review) の手続案を作成するよう要請した。

文書の公表手続

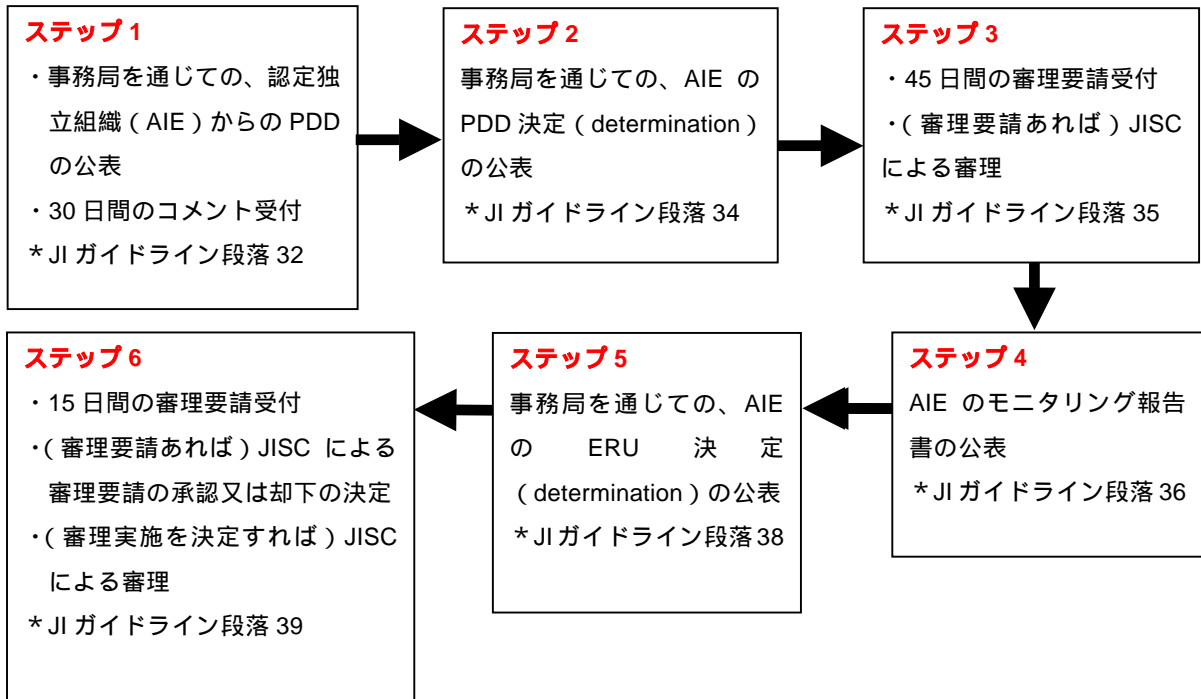
- ・ 事務局 (Bjorn Zapfel 氏) が、JISC の検証手続における文書の公表手続案についてプレゼンテーションを行った。事務局が作成した手続案については、JISC2 の「 Proposed Agenda and Annotation 」の [Annex 2](#)¹⁰を参照。

⁹ JISC2 Meeting Report, Annex1 “Draft Guidelines for Users of the Joint Implementation Project Design Document Form” (http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/002/Report.pdf/ReportAnnex_1.pdf)

¹⁰ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/002/Documents2.pdf/Annex_2.pdf

< プレゼンテーションの概要 >

JI プロジェクト・サイクルに沿って策定する必要のある文書の公表及び審理 (review) の手続について説明した。



文書の公表手続

- ・ 認定独立組織 (AIE) は、UNFCCC ウェブサイトの JI セクションにおいて文書を公表
- ・ AIE は、専用インターフェースを通じて情報を提出
- ・ 要件を満たしている場合は、事務局が UNFCCC ウェブサイトの JI セクションに文書を自動的に公表
- ・ 公表した旨、AIE に対して通知
- ・ UNFCCC ウェブサイトの JI セクションにおいて、コメント及び審理要請の受付期間とプロジェクトの状況を掲載

- ・ [文書の公表手続案](#)段落 18 及び段落 32 において、決定 (determination) が最終的なものとなったプロジェクトについて、UNFCCC ウェブサイトの JI セクション上にその旨掲載するという原案について、「Notification is sent to the AIE. (AIE に通知する。)」を挿入した。
- ・ 決定に係る報告書 (PDD 決定報告書及び検証報告書) の公表のために提出する際に AIE が用いる文書様式案を、事務局に作成するよう要請した。
- ・ **報告書の公表**：[文書の公表手続案](#)において、AIE は UNFCCC ウェブサイトの JI セクションにおいて、決定の関連情報 (プロジェクト名等) 及び報告書を公表すると規定されている。段落 21 (a) 及び段落 27 (a) において、「The name of the project by selecting from a list of project the determinations with regard to which have not been “rejected” pursuant to paragraph 35 of the JI guidelines; (JI ガイドライン段落 35 に従って『却下』と決定されたプロジェクト名)」を公表するという規定について、「却下 (reject)」ではなく「確定 (finalize)」に修正する提案が行なわれた。報告書は、肯定的な (positive) 結果の報告書のみを公表するとして、「Identification of the project which has been listed with a positive determination pursuant to paragraph 35 of the JI guidelines; (JI ガ

イドライン段落 35 に従って肯定的な決定がなされたプロジェクト)」に置き換えた。

- **DOE の扱い**：AIE として暫定的に役割を果たす DOE の扱いについて手続案で言及すべきという意見が出たため、手続案 A.の背景 (background) の項に、[決定 10/CMP.1](#) 段落 3 (a) ~ (c)¹¹を挿入した。
- 文書の公表手続案に合意した。他の手続・様式 (JI PDD 様式や審理手続等) とパッケージにして同時に効力を発することが望ましいとして、その採択は次回以降へ持ち越しとなった。JISC2 会合レポート [Annex 2](#)¹²参照。

審理 (review) 手続

- 事務局 (Bjorn Zapfel 氏) が、JISC の検証手続 (verification procedure) における審理 (review) 手続案についてプレゼンテーションを行った。事務局が作成した手続案については、JISC2 の「Proposed Agenda and Annotation」の [Annex 3](#)¹³を参照。

< プレゼンテーションの概要 >

審理手続

PDD の決定 (determination)

関係締約国又は JISC 委員 3 名からの審理要請があった場合

- 次回 JISC 会合の議題に挙げ、会合で審議
- AIE とプロジェクト参加者にコメントを提出するよう要請
- 審理プロセスにおける AIE とプロジェクト参加者の連絡担当者の指名
- 該当プロジェクトに「審理中 (under review) 」と付記する

審理の要請後の次回 JISC 会合において、下記のいずれかに決定

- 無条件で決定を承認
- 条件付きで決定を承認
- 詳細な審理を実施すると決定：審理のスコープ、審理チームの構成

審理チームが JISC に対して勧告を作成

の勧告を考慮して、JISC は下記のいずれかに決定

- 無条件で決定を承認
- 条件付きで決定を承認
- 決定を却下

JISC 負担のコスト

排出削減量の検証 (verification)

関係締約国又は JISC 委員 3 名からの審理要請があった場合

- 次回 JISC 会合の議題に挙げ、会合で審議
- AIE とプロジェクト参加者にコメントを提出するよう要請

¹¹ [Decision 10/CMP.1](#), para.3 “[COP/MOP] [f]urther decided that: (a) Designated operational entities under the clean development mechanism may act provisionally as accredited independent entities under Article 6 until the Joint Implementation Supervisory Committee has approved its procedures for accreditation; (b) Those designated operational entities that apply for accreditation under the approved procedures for accreditation may continue to act provisionally as accredited independent entities until a final accreditation decision is taken; (c) The determinations and relevant activities undertaken under these provisions shall be valid only after the accreditation of the independent entity is finalized;” 「COP/MOP はさらに以下の通り決定する。(a) JISC が認定手続を承認するまで、DOE は AIE として暫定的に役割を果たす ; (b) 承認された認定手続に従って最終的な認定決定がなされるまで、認定を申請する DOE は暫定的に AIE として役割を果たす ; (c) 認定手続に基づいて行なわれる決定及び関連活動は、IE が最終的に AIE として認定された場合のみ有効となる」

¹² JISC 2 Meeting Report, Annex 2 “Draft Procedures on Public Availability of Documents under the Verification Procedure under the Joint Implementation Supervisory Committee” (http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/002/Report.pdf/ReportAnnex_2.pdf)

¹³ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/002/Documents2.pdf/Annex_3.pdf

- ・ 審理プロセスにおける AIE とプロジェクト参加者の連絡担当者の指名
 - ・ 該当プロジェクトに「審理要請あり (review requested)」と付す
- 審理の要請後の次回 JISC 会合において、下記のいずれかに決定
- ・ 審理要請の却下を決定 (無条件で検証を承認)
 - ・ 審理要請の承認を決定: 審理のスコップ、審理チームの構成、該当プロジェクトに「審理中 (under review)」と付記する
- 審理チームが JISC に対して勧告を作成
- の勧告を考慮して、JISC は下記のいずれかを決定
- ・ 無条件で検証を承認
 - ・ 条件付で検証を承認
 - ・ 検証を却下
- JISC 負担のコスト

- ・ **審理要請の様式**: 決定 (determination) 及び検証 (verification) における審理要請の様式について、事務局が作成した[審理手続案](#)の添付文書 (Appendix) A 及び B を参照。
- ・ **審理チーム**: [審理手続案](#)段落 13 及び段落 36 に従って、審理チーム (review team) は、JISC 委員 2 名 (審理を監督) 及び外部専門家 1 名により構成されることを確認した。JISC 委員 2 名のうちいずれか 1 名が、チームの主担当者 (lead member) として JISC に対する最終的な勧告を作成する。JISC 委員のガイダンスの下で、審理チームは AIE 及びプロジェクト参加者に対してインプットを与え、説明及び追加情報の提出を要請し、審理中に受け取った情報を分析する。
- ・ **専門家登録名簿 (ロスター)**: 審理チームを構成する審理 (review) の専門家の登録名簿 (ロスター (roster)) を作成する必要があることを確認した。専門家ロスターとしては、ベースライン設定及びモニタリングを含む JI プロセス全体に精通した専門家の登録名簿を作成するが、審理要請等の手続を経て必要性が認められれば、追加的に補充するとした。既存の CDM のロスターを活用することについて、CDM を熟知した専門家が必ずしも JI プロセス全体に精通している訳ではなく、CDM と JI は異なる制度なので、CDM のものをそのまま使うことは出来ないとした。登録する専門家の業務指示書 (TOR) 案は、JISC3 で検討するために、事務局が JISC3 までに作成することとなった。
- ・ **電子的方法を用いた決定**: [審理手続案](#)段落 32(a) において、排出削減量に係る決定 (determination) に対する審理要請について、JISC の次回会合の暫定議題案に審理要請の審議を盛り込むとされているが、次回会合が 30 日以内に開催されない場合電子的方法を用いた決定を行なうか否かについて審議した。[手続案](#)段落 32(a) には、「If no meeting is scheduled during a 30 days period and the JISC cannot wait until its next meeting, an electronic decision, in accordance with rule 25 of the draft rules of procedure of the JISC, on whether the request for review has merit would have to be made with in 30 days or the Chair would have to convene an additional meeting within 30 days to decided on the issue (30 日以内に会合が開催されない場合、JISC 手続規則案規則 25 に従って、電子的方法を用いて審理要請に対する決定を 30 日以内に行なう、又は、議長が 30 日以内に追加的会合を招集する)」と記されている。議長からアドホックな会合を招集するという提案がなされたが、財源的及び時間的制約から困難であるという意見が出た。[審理手続案](#)段落 32(c) において、審理プロセスに関心を抱く利害関係者には、関連する JISC 会合にオブザーバーとして出席する機会が与えられると規定されていることから、電子的方法による決定への利害関係者の参加方法について議論が持ち上がった。最終的な合意には至らず、JISC3 で継続審議の予定である。
- ・ 審理手続案は、次回会合 (JISC3) で継続審議することとなった。

3(c) 独立組織 (IE) の認定

- ・ [決定 10/CMP.1](#) 段落 2 (b) ¹⁴は、JISC が CDM 理事会が策定した運営機関の認定手続を考慮しながら、JI における独立組織 (IE : independent entity) の認定基準・手続を、[JI ガイドライン](#)の添付文書 A と齟齬をきたさない形で、さらに精緻なものとして作成することを要請している。
- ・ JISC1 で決定した作業計画によると、IE 認定制度 (認定パネルの創設や CDM 認定パネルの専門的知見・経験の活用などを含む) について JISC2 でオプションペーパーを作成・検討すること、IE 認定の基準・手続 (IE となる DOE に適用する規定を含む) については、CDM 理事会や CDM 認定パネルとの協議を交えながら、JISC2 で案を作成・合意し、JISC4 で最終版を採択することとなっている。
- ・ JISC1 では、オプションペーパーと CDM の認定手続を基礎とした JI の IE 認定手続案を、JISC2 で検討できるよう、事務局が文書を準備することが求められていた。事務局はこれらの文書を準備するに当たり、Boersting 委員、Oderson 委員及び Pluzhnikov 委員からの意見を聞き、その後 JISC2 の 1 週間前までに JISC に回覧することとされていた。しかし、JISC1 からの時間的制約のため、3 委員に事前に意見をもらうことができなかったことが、事務局から報告され、JISC2 の場で特に 3 委員による積極的なコメントが期待された (但し、Pluzhnikov 委員は欠席)。

JISC の IE 認定制度の構築

- ・ UNFCCC 事務局 (CDM 認定ユニット) が JISC による IE 認定の制度に関するプレゼンテーションを行った。JISC による IE 認定の制度に関する検討のための文書は、「JI 認定制度のオプション」と題して、事務局が作成した。このオプションペーパーは、JISC2 の「Proposed Agenda and Annotation」の [Annex 5](#)¹⁵。また、事務局が作成した JISC による IE 認定手続案については、JISC2 の「Proposed Agenda and Annotation」の [Annex 4](#)¹⁶参照。

< プレゼンテーションの概要 >

[決定 10/CMP.1](#) 段落 2(b) に基づき、且つ JISC1 での IE 認定の手続・基準の検討を踏まえて、事務局が文書を準備した。

準備文書の一つオプションペーパーは、JI の IE 認定システムを詳細に決定するためのものではなく、IE 認定システムの制度のオプションを提示するものである。

評価チーム (Assessment Team; AT) については、CDM での認定のための既存の専門家ロスターを利用して、評価チームを構成すること、業務指示書 (TOR) に基づく新たな専門

¹⁴ [Decision 10/CMP.1](#), para. 2 “[COP/MOP] [r]equests the Joint Implementation Supervisory Committee to establish and execute a work programme including the following tasks: (b) To further elaborate, as a priority, standards and procedures for the accreditation of independent entities, consistent with appendix A of the guidelines for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol, taking into consideration, as appropriate, the procedures for accrediting operational entities developed by the Executive Board of the clean development mechanism.” 「COP/MOP は JISC に対し、下記の作業課題を含めた作業計画を策定し、施行するよう要請する。(b) 必要に応じて CDM 理事会が策定した運営機関の認定手続を考慮しながら、京都議定書第 6 条の実施のためのガイドラインの添付文書 A と齟齬をきたさない形で、独立組織の認定の基準及び手続を、優先的に精緻化する。」

¹⁵ JISC 2 Meeting Report, Annex 5 “Options for Institutional Arrangements for JI Accreditation” (http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/002/Documents2.pdf/Annex_5.pdf)

¹⁶ JISC2 Meeting Report, Annex 4 “Draft Procedure for Accrediting Independent Entities by the Joint Implementation Supervisory Committee” (http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/002/Documents2.pdf/Annex_4.pdf)

家ロスターを JISC が創設し、評価チームを構成すること、の 2 オプションを提示している。認定パネル (Accreditation Panel; AP) については、CDM 認定パネル (CDM-AP) の拡大活用、JI 認定パネルの創設、の 2 オプションを提示し、オプション はさらに (i) CDM-AP の既存メンバーを JI 認定パネルのメンバーとして活用すること、(ii) TOR に基づく専門家公募により、CDM-AP とはまったく別個の JI 認定パネルを創設すること、の 2 オプションを提示している。

CDM 認定制度のパネル及びチームを利用するには、費用対効果的であること、並びに CDM での認定に関する専門知見と経験を活用できることというメリットがある反面、法的・管理的問題が生じるデメリットがある。法的・制度的に異なる 2 つのプロセスに合うように、一つのパネルの作業を分割することは困難であるし、評価チームの専門家が CDM の評価業務を行っている場合など活用できる場面が限られてしまう。

準備文書のもう一つは、JI の IE 認定手続案である。

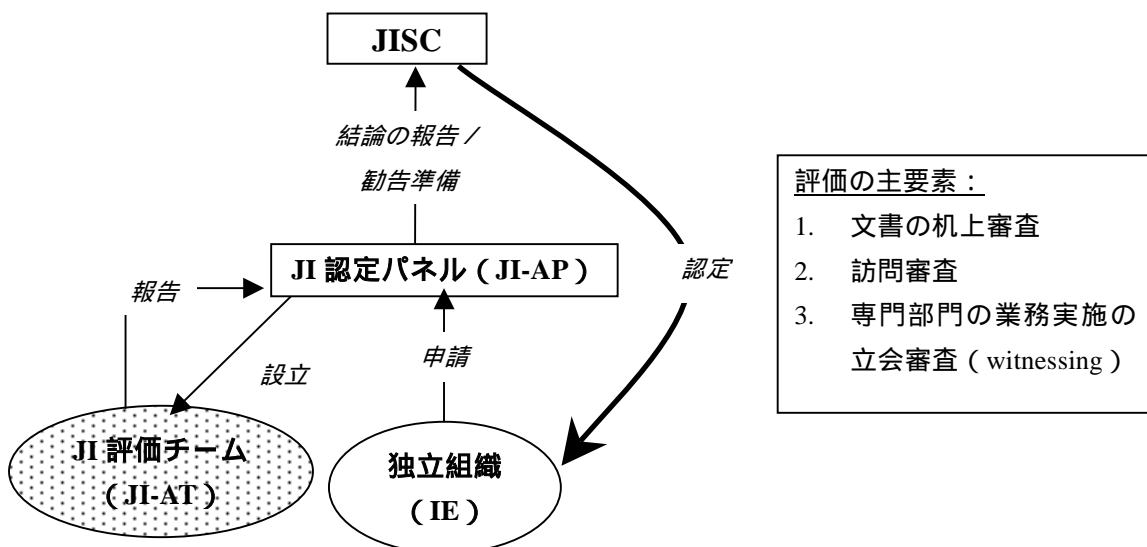
JI と CDM の認定プロセスについて、JI 特有の IE の機能の違いなど、相違点について示した。

JI と CDM の双方にとって AIE 又は DOE が果たすべき役割は、環境十全性の確保、プロジェクト登録のためのプロジェクト設計書 (PDD) の審査、及びクレジット発行のための削減量検証・認証である。

JI 認定プロセスが CDM と異なる点は、JI ガイドラインと IE 認定要件に従うこと、抜き打ち検査 (スポットチェック) の対象などがある。また、CDM DOE の機能は有効化審査 (validation)、検証 (verification)・認証 (certification) であるが、JI の AIE は PDD の決定 (determination) 及び ERU の determination である。CDM DOE には COP/MOP の指定が必要であるが、IE には COP/MOP の指定は必要ない。

CDM 認定プロセスに類したシステムにすることの利点は、CDM の経験を活用できること、標準的な産業承認制度に基づいたものになること、CDM の DOE に有利であること、CDM と JI の認定プロセスの相互理解が醸成されることである。

JI の IE 認定プロセス (案) の図



JI の IE 認定手続の特徴: 制度の構築、専門部門 (sectoral scope)・段階化 (phasing)

- ・事務局から提示された CDM の認定パネル (AP) の拡大活用オプション、CDM-AP のメンバーを JI-AP のメンバーとするオプション、並びに CDM の認定評価チーム (AT) 用専門家登録名簿 (ロスター) を利用するオプションは、それらに付随する問題点を斟酌して、却下され、JI 用の AP を設立することとなった。
- ・JI-AP 用の業務指示書 (TOR) 及び AT 用の TOR を作成し、それに基づきそれぞれの専門家ロスターに登録する専門家の公募を (Call for Experts) を早々に実施すべきことが合意された。
- ・ロスターの早期創設に加えて、JI-AP の早急な立ち上げが必要であるという意見も出された。

JISC による IE 認定手続

審査手続

- ・[JISC IE 認定手続案](#)に含まれる「JISC による IE 認定手続」A. Introduction (段落 4) に規定されるように、JI の IE 認定に関する審査手続は、3 つの要素から構成される。CDM と同じく、机上審査 (desk review)、訪問審査 (on-site assessment)、及び立会審査 (witnessing) であり、その審査内容も CDM と同様である。
- ・詳細な審査手続は、「C.1. 認定」(段落 22~66) に規定されている。
- ・JISC2 では特に大きな議論も審議も無かった。

認定の段階 (B.1.1)

- ・B.1.1 認定の段階 段落 7 及び 8 では、AIE の 2 つの機能 (PDD の決定 (determination) 及び排出削減量 (ERUs) の determination) の両方について、各々認定を受ける必要がある、との規定となっている。これが JI の IE 認定手続の特徴の一つである。片方の機能の認定を受けると他方の機能についても認定を受けられるという訳ではないとした。
- ・この「段階」化は、CDM の DOE 認定プロセスにおける有効化 (validation) と検証・認証 (verification/certification) の 2 機能を分ける方法に倣った結果であるが、JI には特にその 2 機能が明確に区別された規定とはなっていない。すなわち、どちらも determination であり、その対象が PDD か ERUs かの違いがあるだけである。
- ・したがって、このような「段階」化をすべきかどうかについて議論がなされた。段階化導入に慎重な意見としては、CDM と異なり JI では同一の AIE が PDD の determination と ERUs の determination を行うことが許されているため、特に分ける必要がないのではないかとするものがあつた。
- ・JISC2 の 1 日目と 2 日目の間に開催された [JI 技術ワークショップ](#) (2006 年 3 月 9~10 日) において、CDM の DOE の意見を聞いた上で、再度 JISC の 2 日目以降に議論することとした
- ・ワークショップでは、「段階」化に対してある DOE からは消極的な意見が出されたものの、大きな反対は出されなかった。
- ・JISC での再議論では、「段階」化を否定する意見も出されず、ワークショップでも DOE の理解が得られたと言う認識で、「段階」化を手続案に導入することで合意した。

専門部門 (Sectoral Scope)

- ・CDM に倣い、専門部門 (sectoral scope) を設けて、その専門部門に対して認定を与えるという方法が、事務局案に盛り込まれた。専門部門の定義については、「B.1. 認定の専門部門の定義」

(段落6)に規定された。

- ・ 専門部門をJIのIE認定に盛り込むことについては、JISCからは反対意見が出されなかった。
- ・ 段落7の規定どおり、専門部門のグループ内については、同じグループ内の専門部門について認定を受ければ、同一グループ内の他の専門部門についても認定を受けたものとされることが確認された。
- ・ 専門部門の一覧は、CDMの専門部門リストを利用することで合意された。CDM専門部門リストを「IE認定手続」に明記すべきとの意見も出されたが、修正・追加される可能性もあるため、JISC2会合レポートで明記しておけば効果は同じであるとの委員からの意見もあり、この時点では明記しなかった。(会合レポートにCDMリストを掲載するとの意見もあったが、JISC2会合レポートには掲載されていない。)

DOEの暫定的AIEとしての機能

- ・ COP/MOP決定で「暫定的にAIEとして役割を果たす」とされたDOE¹⁷について、IE認定手続を最初から最後まで全て適用する必要があるのかとの疑問を呈する委員がいた。これに対し、[決定10/CMP.1](#)段落3(b)¹⁸に言及し、DOEはIE認定申請の最終決定を受けることが前提となっているとして、DOEのIE認定手続を全うする必要があるとの議論で収斂した。
- ・ ただし、DOE(暫定的AIE)の扱いについては、[JI技術ワークショップ](#)でのDOEの意見を聞いたうえで、再度検討するとした。
- ・ ワークショップにおいて、DOEからは非DOEと区別してもらいたいとの意見が優勢であった。すなわち、すでにCDMにおいて経験を有し、CDMの下での認定審査を通過しているため、DOEがAIEになるための審査手続をFast Trackとして特別に設けることが提案された。
- ・ ワークショップでのDOEの意見・提案を受けて、JISCはその認定方法について、認定審査の専門家たるJI-APを早期に設立して、JI-APと共に審議することとした。
- ・ 暫定的にAIEとしてDOEが活動できるように、UNFCCCウェブサイトJIセクションのAIEの項目に、CDMセクションのDOEリストへのリンクを張るよう、事務局に要請した。

その他

- ・ 認定審査の費用：事務局が概算を出し費用案を作成することとなった。認定手続では、費用のstructureのみを規定し、具体的な金額は記載しない。
- ・ 認定パネル(AP)を早急に設立する必要がありとして、事務局にTOR案を作成するよう要請した。事務局は、JISC2の2日目にCDM-APのTOR案を示したが、JISCからはJI-AP用にTOR案を修正して、3日目に提示するよう要請した。
- ・ JI-APは、IE認定手続について、JISCに対してアドバイスを行うこととした。

JI-APの業務指示書(TOR)

- ・ JISC2で合意するTOR案でJI-APの専門家募集(Call for Experts)を行い、JISC3でその応募者の一覧から選抜することとなった。TOR案は、専門家と共にJISC3で再度見直すことも決定した。

¹⁷ 決定10/CMP.1段落3(a)参照。

¹⁸ [Decision 10/CMP.1](#), para. 3(b) “[COP/MOP] [f]urther decides that: (b) Those designated operational entities that apply for accreditation under the approved procedures for accreditation may continue to act provisionally as accredited independent entities until a final accreditation decision is taken” 「COP/MOPはさらに、以下の通り決定する。(b)承認された認定手続の下で認定申請をしているDOEは、その認定最終決定がなされるまでの間も、暫定的にAIEとして行動し続けることができる。」

- Call for Experts の期間は、JISC 直後から 4 週間とすることが合意された。
- CDM-AP と同様に、6 名の専門家と JISC 委員 2 名 (JI-AP の議長及び副議長となる) を選出し、8 名で構成することとした。しかし、専門家を募って要件を満たした専門家が 6 名以下であれば、構成人数が少なくなるかもしれない懸念も認識した。TOR 案には、とりあえず「6 名」と記載することとした。
- CDM-AP に倣い方法論の専門家を含めるか否かについては、JI では「方法論」ではなく、「ベースライン設定及びモニタリング」の専門家が必要として、構成員として含めることとした。
- CDM-AP の元メンバーあるいは現在のメンバーが、JI-AP に 2 名入ってくれることが望ましいという意見が出された。さらに、CDM-AP で経験を有する人に関する記述を TOR に特に記載してはどうかという意見も出されたが、JISC2 会合レポート及び Call for Experts においてその旨記すこととした。
- JISC2 終了後に、事務局を通じて専門家を公募し、JISC3 までに事務局が AP の専門家候補者リストを作成することとなった。
- JI-AP の議長と副議長となる JISC 委員の候補者を募った。
- DOE の扱いについて問題提起がなされたが、今後の検討 (JI-AP との共同審議を含む) に付すとして、TOR には記載しないこととした。
- JI-AP のメンバーに求められる能力要件 (competence requirements) について、詳細に記述したほうが良いのではないかという意見が出されたが、事務局より TOR では一般的な記述にとどめ、詳細は別途に定めるという説明がなされた。
- 以上の点を反映して、TOR を採択。JISC2 会合レポート [Annex 4¹⁹](#) 及び [本報告書別添 1『『JI 認定パネル \(JI-AP\) 創設にかかる業務指示書 \(TOR\)』のポイント』](#) 参照。これに基づき、Call for Experts がなされる。

パネル・作業グループのための一般的ガイドライン

- 「II. 一般的ガイドライン、B. メンバーシップ、1 パネル・作業グループの能力要件 (competence requirements)」段落 16 (a) で、「COP または COP/MOP の決定について熟知していること」との規定について、COP の決定は必要ないのではないかと意見が出されたが、COP の決定には SBSTA の議論やその他の重要事項が含まれる場合があること、UNFCCC 全体に関わるものもありえることが事務局から説明され、COP の決定も原案通り挿入したままとなった。
- 「II.B.1 パネル・作業グループの能力要件 (competence requirements)」段落 16 (e) で、「非部分的且つ非差別的な方法以外で行動する (...act in other than an impartial and non-discriminatory manner)」の表現を、簡潔明瞭にしようという提案がなされた。「...act in a manner that is not impartial and nondiscriminatory」と言う案が呈せられたが、最終的には英語ネイティブのエディターに自然な英語表現にしてもらおうということで、事務局に委ねたが、結局原案通りのままとなった。
- パネル・作業グループの議長及び副議長は、JISC のメンバーであるため、JISC への勧告を行う権限を有するのがパネル・作業グループの議長及び副議長のみであることを明記すべきとの提案がなされた。また、パネル・作業グループの議長及び副議長は、JISC と当該パネル・作業グループとの橋渡し役となるべきことが勧告された。

¹⁹ JISC 2 Meeting Report, Annex 4 “Terms of Reference for the Establishment of the Joint Implementation Accreditation Panel” (http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/002/Report.pdf/ReportAnnex_4.pdf)

- ・ 「II.A. 役員」の下に、「パネル・作業グループの議長は、利害対立規定違反、機密情報規定違反、適切な理由無しでのパネル・作業グループの会合を2回続けて出席しなかった場合といった事由により、パネル・作業グループのメンバーのメンバーシップ終了を、JISC に勧告することができる。」との規定を挿入した。
- ・ 「II.B.2 規模及び構成」段落 23 第 2 文の、一つ以上の「パネル及び作業グループ」に同時に参加してはならないという規定について、CDM のパネル・作業グループも含めるかどうかを検討され、「JISC の」を追記して、「一つ以上の JISC のパネル・作業グループに」同時に参加してはならないこととした。
- ・ 以上の検討を反映して、パネル・作業グループのための一般的ガイドラインを採択した。JISC2 会合レポート [Annex 3](#)²⁰及び[本報告書別添 2『JISC 下のパネル・作業グループのための一般的ガイドライン』のポイント](#)参照。

3. (d) ベースライン設定及びモニタリングの基準に関するガイダンス

- ・ [決定 10/CMP.1](#) 段落 2 (f) において、COP/MOP は JISC に対して、JI ガイドライン添付文書 (Appendix) B に関するガイダンス (決定 17/COP.7) 段落 6 (c) に定められた小規模プロジェクトに関する規定を含む) を可能な限り早急に作成するよう要請した。
- ・ JISC1 において、JISC は事務局に対して、ベースライン設定及びモニタリングに関する基準のガイダンスについて、パブリック・インプットを受け付けるよう要請した。
- ・ さらに JISC1 において、JISC は「早期開始 JI (Early Mover) プロジェクト」の扱いについて、JISC2 で審議する旨合意し、Henkemans 委員と Trusca 委員にディスカッション・ペーパーを作成するよう要請した。
- ・ **パブリック・インプットの結果**：ベースライン設定及びモニタリングの基準に関するガイダンスについて、2月10日から20日間パブリック・インプットを公募した(締切は3月1日)。公募の通知は、UNFCCC ウェブサイト、JI News、CDM News 及び Climate-L メーリングリストを活用したことが事務局から説明された。結果として、下記の通り 8 件のパブリック・インプットを受領したことも説明された。

1	Redorest The Tropics. Inc. (コスタリカ)	再植林プロジェクト - 小規模吸収源プロジェクトのモデルとして
2	SenterNovem (オランダ)	ERUPT の JI ガイドライン：当該ガイドラインの適用可能性、モニタリング、ベースライン及び共通ベースラインに関する意見書
3	Carbon GmbH (オーストリア)	厳格な方法論の要件
4	TÜV Industrie Service GmbH (ドイツ)	新規方法論の提案に関する質問
5	IETA (スイス)	“one-fit”方法論 / モニタリングの要件の最低水準に関するガイダンス / Early Movers に対して PDD の再提出を要請しないこと
6	デンマーク環境保護庁	共通排出係数 / 既存データに基づくベースライン / モニタリング計画、手続及びベースラインとモニタリ

²⁰ JISC 2 Meeting Report, Annex 3 “General Guidelines for Panels and Working Groups under the Joint Implementation Supervisory Committee” (http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/002/Report.pdf/ReportAnnex_3.pdf)

		ングの基準の簡略化
7	世界銀行	ホスト国の政策、JI ガイドライン及び CDM の方法論を考慮すること / 追加性の基準の簡略化
8	ECON Analysis (ノルウェー)	BASREC の JI 手続ハンドブック

- ・ **ガイダンスのオプション**：ベースライン設定及びモニタリングの基準に関するガイダンスのオプションとして、3つを挙げた。なお、下記における「既存のガイドライン」とは、オランダ、[BASREC](#)²¹の JI プロジェクトに関するガイドラインを指す。

	既存のガイドラインの活用	JISC 独自のガイドラインの作成	基本的ガイドラインの作成 + 既存のガイドラインの活用
時間	短期間で作成可能	作成に長期間必要	比較的短期間で作成可能
財政	Some	More	Less
Early Movers	対応が容易	特別な決定が必要	対応が容易
AIE によるガイドラインの活用	活用が容易	十分ではないかもしれない	十分ではないかもしれないが、AIE が責任を有すべき
適用可能性	スコープは限られる	全てのスコープについて作成	全てのスコープを規定しない
ガイドラインの更新	JISC は更新不可能	JISC によって更新可能	JISC による更新が可能ではない部分もある
妥当性	不適切な箇所がある	妥当	妥当
JISC の役割	既存ガイドラインの審査	---	---

- ・ **ガイダンス案**：上記オプションの を選択し、Olle Björk 氏(スウェーデン)と Maurits Henkemans 氏 (オランダ) に対して、ガイダンス案を JISC3 までに作成するよう要請した。既存のガイドラインは 100 ページ超で長いですが、Henkemans 氏からは今回作成するガイダンス案は 20 ページ程度とし、詳細なものとはしないと意見が述べられた。
- ・ **小規模プロジェクト**：小規模プロジェクト用のガイドラインは、Fatou Gaye 氏(ガンビア)、Vlad Trusca 氏 (ルーマニア)、Marcos Rodriguez 氏 (エクアドル) 及び Evgeny Sokolov 氏 (ロシア) に JISC3 までにガイドライン案を作成するよう要請した。

3. (e) 2006 ~ 07 年の管理計画

- ・ JISC は、[決定 10/CMP.1](#) 段落 2 (g) に従って、CDM 理事会の経験に配慮して 2006 ~ 07 年の管理計画 (予算を含む) を可能な限り早く作成し検討する。
- ・ JISC1 において、JISC は事務局に対して、JISC2 で検討するために、JISC1 で作成した JISC 作業

²¹ <http://www.basrec.org/>

計画、現時点での予算、及び現在予定されている JISC 開催回数を考慮して、CDM 理事会の経験を活用し、JI の管理計画の骨子案を作成するよう要請した。

- JISC は、[決定 10/CMP.1](#) 段落 2 に列挙されている事項に基づいて 2006～07 年の管理計画について検討する。事務局が作成した管理計画の骨子案については、JISC2 の「Proposed Agenda and Annotation」の [Annex 6](#)²²を参照。
- 骨子案について、予測される JISC の作業量やトラック 2 プロセスの JI プロジェクト数の予測を含めてはどうかという意見が出て、それらを考慮して骨子案を修正するよう事務局に要請した。
- 事務局より骨子の修正案が提案された。JISC2 会合レポート [Annex 5](#)²³参照。

< Annex5 > JI 管理計画の骨子案

1. 要旨
2. JI 管理計画の目的
3. 背景
4. JISC のキャパシティ強化： JISC の役割・機能及び責任
支援体制
コミュニケーション及びアウトリーチ
5. 外部専門家の活用： 認定パネル及び評価チーム
方法論
6. JISC 作業計画及び 2006 年～07 年の優先事項
7. 事務局のキャパシティ強化
8. 2006 年～07 年の予算

- 当該管理計画は、JISC4 で最終案を採択予定である。

4. その他

- JISC は、次回会合（JISC3）の暫定議題について審議し、採択。
- JISC3 の主要な議題は、JI PDD 様式及び利用者用ガイドライン、審理手続、IE の認定、ベースライン設定及びモニタリングの基準に関するガイダンス、小規模プロジェクト、2006 年～07 年の管理計画とすることで合意された（JISC2 会合レポート [Annex 6](#)²⁴参照）。その他の事項の下で、Early Movers の扱いについて検討することとした。
- JISC3 は、SB24（5 月 15 日～26 日）後の 5 月 27 日（土）～29 日（月）に開催を予定している。27 日（土）は非公式（非公開）とし、28 日（日）～29 日（月）の 2 日間を公式会合として公開することとした。
- SB24 期間中にサイドイベントとして、JISC の Q&A セッションを設ける予定であることが事務局から説明された。

²² http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/002/Annex_6.pdf

²³ JISC 2 Meeting Report, Annex 5 “Draft Structure of Joint Implementation Management Plan (JI-MAP) for the Biennium 2006-2007” (http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/002/Report.pdf/ReportAnnex_5.pdf)

²⁴ JISC 2 Meeting Report, Annex 6 “Provisional Agenda of the Third Meeting of the Joint Implementation Supervisory Committee” (http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/002/Report.pdf/ReportAnnex_6.pdf)

Q&A セッション

- ・ 3月11日(土)(JISC2 最終日)に委員会とオブザーバーとの Q&A セッションが行われた。主な討議内容は以下の通り。

デンマーク :

- ・ PDD 様式案の採択と認定パネル (AP) の設立決定を歓迎する。
- ・ ベースライン設定及びモニタリングの基準のガイダンスについては、PDD のストラクチャーに影響を及ぼすので、次回会合でプロジェクト参加者を招へいし、ヒアリングをして、パブリック・インプットをもらうことを勧める。
- ・ Early Movers について、議論の混乱を回避するために、その明確な定義をして欲しい。

IETA :

- ・ 暫定的に AIE として役割を果たす DOE の認定について、DOE が申請をした場合に全ての認定プロセスを通過しなければ認定されないとするのではなく、DOE に対しては簡略化したプロセスのみで認定できるようにすることが望ましいのではないか。
- ・ 前回会合 (JISC1) で決定した JISC 会合の作業計画について、計画に沿って審議し決定をしていくことが可能と考えているのか。

議長 :

- ・ DOE の認定について、今回の会合で JISC 独自の認定パネル (AP) を設置すると決定し、その AP の最初の任務が認定手続の検討である。認定の専門家である AP に認定手続を検討してもらい、JISC に対してアドバイスをもらうことで、DOE の扱いを含めた認定手続の策定が速やかに進展するものと考えている。
- ・ 計画通りに作業を進めていく予定である。

オランダ :

- ・ オブザーバー室において、委員の審議の際に言及している文書をスクリーンに映してもらえると有難い。

5. 閉会

- ・ 事務局が作成した JISC2 会合レポート案について検討し、検討成果を反映して、レポートを採択した。JISC2 会合レポートは、[UNFCCC ウェブサイト内 JISC セクション](http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings)²⁵に公開される。[JISC2 会合レポート\(原文\)](http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/002/Report.pdf)²⁶参照。
- ・ 議長が閉会を宣言。

以上

(文責 : (財)地球環境センター (GEC) 元田智也 / (社)海外環境協力センター (OECC) 森實順子)

²⁵ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings

²⁶ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/002/Report.pdf/Report.pdf

別添 1

「JI 認定パネル (JI-AP) 創設にかかる業務指示書 (TOR)」のポイント

- JI-AP は、以下の件に関する勧告を JISC に行う。
 - 認定申請している独立組織の認定
 - 認定独立組織 (AIE) の認定の一時停止
 - AIE の認定の取り消し
 - AIE の再認定
- JI-AP が行う具体的な活動は以下の通り。
 - 必要な場合に、JI 認定評価チーム (JI-AT) のメンバーを選出する
 - JI-AT が対処すべき重要分野・問題を確定・定義する
 - 認定申請している独立組織の申請内容に関して、JI-AT からの勧告を検討する
 - AIE の認定一時停止を JISC に勧告するか否かを決定する
 - JISC が AIE の認定一時停止を否決した場合に、立会審査の必要性について決定する
 - AIE の再認定の場合、AIE の現地訪問及び立会審査が必要か否かを決定する
 - JI-AT の勧告に基づき、組織上・運営上の要件を満たしているが、JI プロジェクトの決定活動の実施に関する要件が評価されていない認定申請している独立組織を認定申請中独立組織の公開一覧表への掲載を決定する
 - 必要に応じ、上記の点について JISC に勧告を行う
- JI-AP は、JISC の指導の下で、[JISC 下のパネル・作業グループのための一般的ガイドライン](#)に遵って、活動する。
- JI-AP は認定プロセスの常設パネルとして創設され、その任務は JISC が必要に応じて変更・終了させることができる。
- JI-AP メンバーの任期は 2 年とし、毎年 JI-AP の 2~3 名を改選する。改選される専門家は、可能な限り、留任する専門家と同一地域以外から選出する。メンバーは再選出されることができる。
- JI-AP メンバーの能力要件 (competence requirements) は、[JISC 下のパネル・作業グループのための一般的ガイドライン](#)に規定する能力要件に加え、以下の能力要件が必要となる。
 - 国家・地域的・国際的な認定組織における管理・意思決定レベルでの最低 2 年間の実務経験を証明できること
 - 書面・口頭による英語コミュニケーションが流暢に行えること (他の国連公用語に関する知識があれば望ましい)
 - 文書作成技術、運営・分析技能、チームの一員として作業する能力を有していること
 - 経済学、環境学、自然科学、工学、開発学、又は他の関連学術分野における高等学位 (advanced university degree) を取得していること
- JISC は、JI-AP メンバーには、JISC が規定する規則及び JI ガイドライン (特に機密情報規定や、評価対象組織との関係を含む利害関係規定) を遵守する旨を、書面で誓約させる。
- JI-AP は、その議長・副議長を務める JISC 委員に加えて、6 名の専門家から構成される。うち 1 名はベースライン設定及びモニタリングの専門家とする。
- JI-AP メンバーの選抜は、UNFCCC ウェブサイト JI セクションでの募集を通じた上で、応募者の中から、地域的均衡も考慮して、JISC が行う。
- JI-AP メンバーの会合出席に伴う旅費・日当は、国連の規則・規定に遵い、支払われる。

別添 2

「JISC 下のパネル・作業グループのための一般的ガイドライン」のポイント

- この一般的ガイドラインは最低限度の要件を定めるもので、JISC が設立するパネル及び作業グループの業務指示書（TOR：Terms of References）を JISC が別に決定する。その TOR でそれぞれの作業分野、作業方法、メンバー、作業予定などを詳細に決定する。
- パネル・作業グループの議長及び副議長は、JISC 委員（代理委員含む）から選出される。一方が附属書 I 国の委員又は代理委員、もう一方が非附属書 I 国の委員又は代理委員とする。パネル・作業グループに参加する追加の JISC 委員（代理委員含む）を、JISC は指名できる。なお、パネル・作業グループの議長及び副議長は、JISC 委員しかねない。
- パネル・作業グループの議長は、このガイドライン及び TOR に基づいて、会合を統括する。また、パネル・作業グループの議長は、利害関係規定違反、機密情報規定違反、適切な理由の無い 2 回連続の欠席などの理由で、そのメンバーの地位の終了を JISC に勧告できる。
- パネル・作業グループの議長及び副議長は、必要に応じて、JISC 会合において、そのパネル・作業グループを代表する。
- パネル・作業グループのメンバーの能力要件（competence requirements）は、個人の能力で活動できること、TOR が指示する業務についての専門的知見を証明すること、JI ガイドラインや COP・COP/MOP の決定に精通していること、JI プロジェクト・サイクルに関する経験・知見を有すること、TOR が定義する最低限の経験年数を有していること、書面・口頭による英語コミュニケーションが流暢に行えること（他の国連公用語に関する知識があればなお望ましい）、非部分的且つ非差別的な方法以外でパネル・作業グループが行動する原因となりうる関係にないこと、が挙げられている。また、JI ガイドライン（特に機密情報や利益対立に関して）等に遵わなければならない。
- 能力要件は、TOR でさらに追加される場合がある。
- メンバー数は、JISC がそのパネル・作業グループのメンバーの適切数を決定する。地域的均衡も考慮される。
- メンバーの選抜は、UNFCCC ウェブサイト JI セクションでの募集を通じた上で、応募者の中から JISC が行う。
- パネル・作業グループのメンバーの任期は、TOR で決定する。
- パネル・作業グループのメンバーは、一つ以上の JISC のパネル・作業グループに同時に参加してはならない。（筆者注：これは、CDM のパネル・作業グループのメンバーの加入を期待しての「JISC の」パネル・作業グループと限定したが、CDM のパネル・作業グループの一般的ガイドラインには限定の無い同時参加不可の規定（[CDM パネル・作業グループの一般的ガイドライン](#)段落 24）との抵触については、現時点（2006 年 3 月現在）では議論されていない。）
- パネル・作業グループは、その TOR に従い、JISC に報告する。JISC への提案勧告は、コンセンサス合意によらねばならず、合意に至らない場合は選択肢として反映させる。この勧告は、JISC が別途定めなければ、機密情報規定に遵った上で公開され、また、JISC 次回会合の一週間までに JISC 委員及び代理委員に回覧される。